

「未来を育む地域クラブ共創プロジェクト」戦略パートナー業務委託
プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

「未来を育む地域クラブ共創プロジェクト」戦略パートナー業務

(2) 業務内容

別紙1「『未来を育む地域クラブ共創プロジェクト』戦略パートナー業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

(4) 委託先選定数

1者

(5) 見積限度額

10,000千円以内/式（消費税及び地方消費税を含む）

本業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

対面打合せに係る交通費、資料作成費、通信費等を含むものとする。

2 業務の目的と戦略パートナーの役割

本県では、部活動地域展開を単なる制度移行ではなく、子どもたちの部活動に代る新たなスポーツ・文化芸術活動を地域全体で支える地域モデルの構築を目指し、事業推進している。

本業務では、行政単独では実現が難しい企業・大学・交通事業者・地域団体等との共創を推進し、持続可能な地域クラブ活動の仕組みづくりを進めるため、専門的知見を有する民間事業者を「戦略パートナー」として選定する。

受託者には、単なる事務支援ではなく、県とともに構想形成から実装まで伴走し、以下を総合的に推進する役割を期待する。

- ・プロジェクト全体の企画・設計支援
- ・推進委員会等の運営支援
- ・企業等との共創スキーム構築
- ・モデル地域における実証支援
- ・広報・ブランド戦略支援
- ・新たな価値創造につながる提案

なお、本業務は、前例の少ない分野において、新たな価値や仕組みを企画・提案・実装していく共創型プロジェクトであり、柔軟な発想力、企画力及びコーディネート力を重視する。

そのため、仕様書に記載のない事項についても、本事業の目的達成に資する提案を積極的に歓迎する。

3 スケジュール（予定）

内容	日程
募集公示	令和8年5月28日（木）
参加申込書・質問書提出期限	令和8年6月8日（月）正午まで
質問に対する回答	令和8年6月12日（金）

企画提案書提出期限	令和8年6月25日(木)正午まで
審査委員会	令和8年6月29日(月)
審査結果通知	令和8年6月30日(火)
契約締結	令和8年7月上旬(予定)

日程については、変更となる場合がある。

4 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 業務を円滑に遂行できる実施体制及び類似業務実績を有すること。
- (7) 行政計画策定支援、官民連携事業、プロジェクトマネジメント、広報戦略、地域課題解決型事業等に関する実績又は専門性を有すること。
- (8) 新潟県内(新潟市)において、対面による打合せ及び伴走支援を継続的に実施できる体制を有すること。

5 説明会

実施しない。

ただし、本業務は伴走型・共創型プロジェクトであり、単なる個別業務受託ではなく、構想形成・企業連携・会議設計・コーディネート等を含む高度な支援業務を想定しているため、仕様書及び本募集要項を十分確認の上、参加すること。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出書類
別紙様式1「『未来を育む地域クラブ共創プロジェクト』戦略パートナー業務委託プロポーザル参加申込書」
- (2) 提出期限
令和8年6月8日(月)正午まで
- (3) 提出方法
電子メール
送信後、電話により到達確認を行うこと。
- (4) 提出先
「13 担当課(問合せ先)」に同じ

7 質問の受付・回答

本プロポーザルに関する質問は、下記により行うこと。なお、電話又は来訪による口頭での質問及び期限後の質問は受け付けない。

(1) 提出書類

別紙様式2「『未来を育む地域クラブ共創プロジェクト』戦略パートナー業務委託プロポーザルに関する質問書」

(2) 提出期限

令和8年6月8日(月)正午まで

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

「13 担当課(問合せ先)」に同じ

(5) 質問への回答

質問に対する回答は、参加申込書提出者全員に対し、令和8年6月12日(金)までに電子メールにて送付する。

なお、質問回答は、本募集要項及び仕様書を補完するものとして取り扱う。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

仕様書「8 企画提案内容等」に記載の書類を提出すること。

なお、企画提案書には、以下の内容を含めること。

- ・業務全体の基本方針及びコンセプト
- ・本事業に対する理解及び課題認識
- ・推進体制及び役割分担
- ・伴走支援の具体的手法
- ・推進委員会設計及びファシリテーション方針
- ・企業等との連携手法
- ・新たな価値創造や実装化に向けた提案
- ・モデル地域支援の具体的内容
(指定課題： 企業協賛等の獲得/ 移動手段確保/ 放課後モデル)
- ・広報及びブランド戦略
- ・スケジュール及び進行管理方法
- ・自由提案

(2) 提出期限

令和8年6月25日(木)正午まで

(3) 提出方法

郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、企画提案書等の電子データについては、電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

「13 担当課（問合せ先）」に同じ

9 企画提案内容の審査

（1）審査方法

提出された企画提案書により審査を行う。

なお、必要に応じて提案者へのヒアリング又は追加説明を求める場合がある。

また、参加者が1者の場合であっても、審査を実施し、業務を適切に遂行できると判断された場合に限り、契約候補者として選定する。

（2）審査基準

審査に当たっては、主に以下の観点により総合的に評価する。

- ・ 本事業への理解度及び課題認識
 - ・ 構想力及び企画提案力
 - ・ 企業等とのネットワーク及び共創力
 - ・ 会議設計、調整、コーディネート能力
 - ・ 伴走支援体制及び実現可能性
 - ・ 実施スケジュール及び遂行能力
 - ・ 類似業務実績
 - ・ 費用の妥当性
- 特に、以下の観点を重視する。
- ・ 行政と民間をつなぐコーディネート力
 - ・ 企業等とのネットワーク及び巻き込み力
 - ・ 構想段階から実装段階までを見据えた企画力
 - ・ 抽象的課題を整理・可視化する会議設計及び資料作成能力

10 審査結果通知

県は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者及び次点者を選定する。

審査結果については、参加者全員に書面により通知する。なお、審査内容及び選定理由に関する問い合わせには応じない。

11 委託契約

（1）契約に関する協議

県は、最優秀提案者と別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約を締結しないことがある。また、最優秀提案者との協議が整わない場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

（2）契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、企画提案内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細については県と協議の上、決定する。

イ 本業務は、単なる外部委託ではなく、県と受託者が継続的に協議しながら推進する共創型プロジェクトとして実施する。

ウ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、業務の一部について、事前に県の承諾を得た場合はこの限りではない。

エ 主担当者は、原則として契約期間中継続して配置すること。

12 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに提出された書類は返却しない。また、本業務以外の目的には使用しない。
なお、審査の際、必要な範囲において複製する場合がある。採択された場合には、「新潟県情報公開条例」(平成13年新潟県条例第57号)に基づき、不開示情報を除いて情報公開の対象となる。
- (2) 企画提案書等の作成費は本業務の対象経費に含まれない。また、審査結果に関わらず、企画提案書等の作成費用は支給しない。
- (3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、予算額内で実現可能な内容を記載すること。
なお、審査後であっても、提案内容に著しい変更があった場合には、審査結果を取り消す場合がある。
- (4) 企画提案公募への参加申込後に辞退する場合は、別紙様式3「『未来を育む地域クラブ共創プロジェクト』戦略パートナー業務委託プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 本募集要項に適合しない書類を提出した場合
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載しなかった場合
 - ウ 虚偽の記載をした場合
 - エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- (6) 本業務で得た成果品の著作権は県に帰属するものとし、県の承諾なく第三者に貸与又は公表することはできない。なお、受託者は成果品に係る著作権人格権を行使しないものとする。
- (7) 企業連携等については、協賛獲得数等の成果保証を求めるものではなく、関係構築、共創可能性の創出、提案及び調整支援等のプロセスを重視する。
- (8) 本業務は、前例のない分野における共創型プロジェクトであることから、受託者には、仕様書に定める事項に加え、必要な仕組みや取組を主体的に提案し、県と協議の上、柔軟に実装していく姿勢を求める。

13 担当課(問合せ先)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁保健体育課 部活動改革担当 担当：桑原

電話番号 025-280-5643

E-Mail ngt500070@pref.niigata.lg.jp